

宮城教育大学研究データポリシー

令和6年9月20日

学長裁定

(目的)

宮城教育大学（以下「本学」という。）は、「宮城教育大学学則」において、本学の目的を「学術の中心として豊かな教養を与えるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって有為な教育者を養成及び輩出し、あわせて学術の深奥を究めて文化の進展に寄与すること」と定めている。

また、上記目的に含まれる研究について、「宮城教育大学学術研究行動規範」において、「教育研究活動が社会からの信頼により成り立つことを自覚」し、「教育研究・調査データに関しては、記録保存や厳正な取扱いを徹底」することとしている。

そこで、本学は、研究データを適切に管理し、研究データの共有、公開により利活用を図ることで、本学の目的である有為な教育者の養成及び輩出や文化の進展に寄与するため、研究データポリシー（以下「本ポリシー」という。）を以下のように定める。

(研究データの定義)

本ポリシーが対象とする「研究データ」とは、本学における研究活動の過程で研究者によって収集又は生成された情報を指し、デジタルか否かを問わない。

(研究データの管理主体)

本学は、研究データを収集又は生成した研究者が、その研究データの管理を行う権限を有していることを認める。

(研究データの管理)

研究者は、それぞれの研究分野の特質を踏まえ、法令、学内規程、倫理基準等に従って、研究データを適切に管理しなければならない。

(研究データの公開)

研究者は、それぞれの研究分野の特質を踏まえ、法令、学内規程、倫理基準等に従って、可能な限り社会に研究データを共有、公開し、その利活用を促進する。

(大学の責務)

本学は、研究データの管理、共有、公開及び利活用を支援する環境の整備を推進する。

(その他)

本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。

国立大学法人宮城教育大学研究データポリシー解説

国立大学法人宮城教育大学研究データポリシー（以下「ポリシー」という）は次に掲げる事項を前提に策定されたものである。

- (1) 研究データの管理、共有、公開及び利活用の方法は、それを収集・生成した研究者が主体的に決定できること
- (2) 収集・生成した研究者は、自らが収集・生成した研究データを適切に管理すべきであること
- (3) 本学は、その研究データの管理等の活動を支援すべきであること

1. 目的

宮城教育大学（以下「本学」という。）は、「宮城教育大学学則」において、本学の目的を「学術の中心として豊かな教養を与えとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって有為な教育者を養成及び輩出し、あわせて学術の深奥を究めて文化の進展に寄与すること」と定めている。

また、上記目的に含まれる研究について、「宮城教育大学学術研究行動規範」において、「教育研究活動が社会からの信頼により成り立つことを自覚」し、「教育研究・調査データに関しては、記録保存や厳正な取扱いを徹底」することとしている。

そこで、本学は、研究データを適切に管理し、研究データの共有、公開により利活用を図ることで、本学の目的である有為な教育者の養成及び輩出や文化の進展に寄与するため、研究データポリシー（以下「本ポリシー」という。）を以下のように定める。

- (1) ポリシーは、「宮城教育大学学則」及び「宮城教育大学学術研究行動規範」に基づき策定されており、研究データの基本的な方針を示すものである。

2. 研究データの定義

本ポリシーが対象とする「研究データ」とは、本学における研究活動の過程で研究者によって収集又は生成された情報を指し、デジタルか否かを問わない。

- (1) 本ポリシーにおける「研究データ」には、以下のものが含まれる。
 - ① 研究素材として収集又は生成された一次データ（測定データ、音声、画像、映像情報等）
 - ② 一次データ等を分析、処理して生成された情報（加工データ、解析データ等）
 - ③ 上記データの収集や生成の段階で作成された記録（実験ノート、質問票とその回答等）に記載された情報
 - ④ 上記のデータを用いて作成された研究成果（論文や講演資料等）に記載された情報
 - ⑤ 研究に用いられた有体物等（試料、標本等）に蓄積されている情報（組成、形状、採取場所、精製方法等）

- ⑥その他研究活動に用いることが予定されている情報及び研究活動に用いられた情報
- (2) 研究データには、学外の研究者や講師が、共同研究、施設利用、学術講演会、公開講座等、本学における学術活動を通して収集又は生成したデータも含まれる。
- (3) 本学に採用されるまでに在籍した機関で収集又は生成した研究データであっても、本学在籍中にこれらを保持している場合には、ポリシーの対象となる。

3. (研究データの管理主体)

本学は、研究データを収集又は生成した研究者が、その研究データの管理を行う権限を有していることを認める。

- (1) 「研究データを収集又は生成した研究者」とは、原則として、実際に当該データを収集又は生成した者をいう。ただし、複数の研究者が共同で研究を実施する場合は、研究者間で協議し研究データの管理に関する責任を明確にする。
- (2) 研究者が本学を転出又は退職する際には、あらかじめ管理する研究データの取扱いを決めなければならない。

4. (研究データの管理)

研究者は、それぞれの研究分野の特質を踏まえ、法令、学内規程、倫理基準等に従って、研究データを適切に管理しなければならない。

- (1) 研究データを管理する研究者は、研究の公正性や研究データの正確性・完全性・追跡可能性が担保されるよう、研究データを適切に管理しなければならない。
- (2) 研究データを管理する際は、研究データを法令、契約、本学が定める規程、各研究分野において要求される倫理的要件等（以下「法令等」という。）を遵守しなければならない。ただし、当該データについて、第三者が権利や法的利益を有する場合は、それらを害してならない。

5. (研究データの公開)

研究者は、それぞれの研究分野の特質を踏まえ、法令、学内規程、倫理基準等に従って、可能な限り社会に研究データを共有、公開し、その利活用を促進する。

- (1) 研究データの「公開」とは、利用者を限定せず利用可能な状態で研究データを供することをいい、研究データの「共有」とは、限定された利用者に利用可能な状態で研究データを供することをいう。「公開」又は「共有」しない場合は「非公開」となる。
- (2) 研究データの共有及び公開にあたっては、管理と同様、法令等を遵守しなければならない。法令等の観点から研究データの共有及び公開に問題がない場合でも、オープン・アンド・クローズ戦略（データの特性から公開すべきもの（オープン）と保護すべきもの（クローズ）を区別して公開する戦略）に基づき、可能な限り公開する。ただし、個人情報、企業の秘密情報、研究の新規性、我が国の安全保障等の観点から留意すべき研究データは非公開とする。

- (3) 共有及び公開に問題がないとされた研究データを共有又は公開する際は、可能な限り「FAIR原則」(※)に則って共有又は公開することが望ましい。FAIRとは、「Findable(見つけられる)、Accessible(アクセスできる)、Interoperable(相互運用できる)、Reusable(再利用できる)」の略であり、FAIR原則は現在オープンサイエンス推進にあたり、最低限でありながら広範囲に通用する原則として広く承認されている。

※ DOI:10.18908/a.2019112601

6. (大学の責務)

本学は、研究データの管理、共有、公開及び利活用を支援する環境の整備を推進する。

- (1) 本学は、研究データの管理、共有、公開及び利活用を支援する環境の整備を推進するため、次に掲げる事項を実施する。

- ① 研究データを管理するためのデータプラットフォームの提供
- ② 研究データ管理計画等、研究データの管理に関する計画及び行動の支援
- ③ 研究データを公開するためのデータリポジトリの提供
- ④ 公開する研究データのメタデータ作成の支援
- ⑤ 研究データの共同研究や産学連携、アウトリーチ、授業等での利活用の支援
- ⑥ 研究データに関する契約、法務等の支援
- ⑦ 研究データの管理、共有、公開及び利活用に関わる規程・実施要項等の制定・改廃
- ⑧ 研究データの管理、共有、公開及び利活用に関する啓発活動

7. (その他)

本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。

- (1) 研究データの管理・利活用のあり方は、社会や学術状況の変化に影響を受けるものであるため、変化に応じて本ポリシーの内容も適宜見直しを行う。

附 則 (令6規第71号制定)

この基準は、令和6年9月20日から施行する。